

「定期縛りなし」は要注意！「解約するまで続く定期購入」になっていませんか？



通信販売での「定期購入」に関する相談が引き続き多く寄せられています。
なかには、「定期縛りなし」や「回数縛りなし」という広告を見た消費者が「1回限り」と思って注文したところ、実は定期購入の契約だったという相談も寄せられています。

安く試せるなら
1回だけ…

定期縛りなし♪
お試し価格
初回500円



美容品、
健康食品、
育毛剤etc



2回目以降は
5,000円!?

1回だけのつもり
だったのに2回目
が届いた…

3回購入が条件に
なっていた…



注意

- 「定期縛りなし」と表記されていても、「最低購入回数の指定がない契約」を意味し、解約しないと自動的に定期購入になっている可能性があります。
- 定期購入の中には、「いつでも解約できる定期購入」を申し込むつもりが、「最低購入回数の指定のある契約」（「〇回購入」の条件付き）に誘導される場合があります。

ポイント

- インターネット通販では、注文する際に必ず「最終確認画面」をよく見て、定期購入が条件となっていないか等を確認しましょう。
- 上記の表示がなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示だった場合は、申し込みの意思表示を取り消せる場合があります。その際、「最終確認画面」のスクリーンショットが証拠になります。
- スクリーンショットの方法が分からない場合は、契約している通信事業者や携帯電話ショップ等に問い合わせるか、通信事業者の公式ホームページ等で確認してください。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン ☎ 188

（最寄りの消費生活相談窓口につながります。）

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPipi」